

財政再建に関する特命委員会報告 (最終報告)

平成 27 年 6 月 16 日
自由民主党

自由民主党財政再建に関する特命委員会は、先の総選挙で国民に約束した経済再生と財政再建の両立の実現に向け、精力的に議論を行ってきた。5月13日には中間整理を公表し、その後も歳出改革の具体策等の検討を行ってきたところであり、ここに最終報告をとりまとめる。本報告は、今後、政府・与党が一体となって進むべき道筋を示すものであり、その内容は、いずれも近く政府においてとりまとめられる「骨太の方針」に具体的かつ明確に盛り込まれるべきものと考える。

I. 経済再生と両立した財政再建に向けて

1. 財政再建の必要性と理念

(1) 財政再建の必要性

わが国は、債務残高が国際的にも歴史的にも例をみない危機的水準にまで累増しており、財政赤字という形で現在・未来の若者たち（次世代）に借金の付回しを行っている状況にある。

財政赤字は次世代による資源配分の自由を制約するものであり、世代間の公平性と持続可能性を確保する観点や、大規模災害等への対応力を維持する観点から、持続可能な財政への抜本的な構造改革は避けられない。むしろ、次世代に持続可能な社会保障制度や地方財政制度への構造改革を断行しなければ、わが国が持続的に成長することができないことを直視すべきである。

財政赤字の拡大は、高齢化に伴う社会保障費用の増加によるところが大きい。社会保障の財源たる消費税の税率引上げが行われてもなお、受益と負担のアンバランスは残っている。国民皆保険・皆年金という日本を世界一の長寿国にした社会保障制度を受益と負担のバランスのとれた世界に冠たるものとして10年後も20年後も、そして次世代へも伝えていくため、持続可能な制度とする必要がある。そのための改革によって、団塊の世代が後期高齢者となる2020年代初めまでに社会保障制度の持続可能性を高めなければならない。

(2) 財政再建の理念と決意

改革は、次世代への責任の視点に立って進めるべきである。世代間の公平性と持続可能性を確保するためには、社会保障の見直しが不可欠となるが、それは金額ありきで財政再建のために社会保障費を削減するということではない。次世代への責任の視点から、具体的な制度改革について国民の理解を得ていく必要がある。さらに、改革

は次世代のみならず、今の高齢世代や現役世代のためでもある。すなわち、今の社会保障の仕組みは世代間の支え合いである賦課方式を基本としており、今の高齢世代の給付は今の現役世代の負担で成り立っているが、いずれ今の現役世代への給付が次世代の負担で賄われることになる。負担を支える世代の制度への理解があつてはじめて今の仕組みを持続できるのである。2020年代初めには団塊の世代が後期高齢者となり、社会保障費は更に累増する。現状を放置すれば10年後、20年後には制度が持続不可能となるのは明らかであり、今こそ、ラストチャンスとして改革に取り組むべきである。

経済再生との両立も次世代への責任の観点から重要である。すなわち、デフレ脱却も経済の安定成長を通じて次世代のためになるのであって、果断に取り組むべき財政再建が次世代のための経済再生を腰折れさせてはならないことは当然である。成長戦略は、まずは規制改革・ICT等で潜在成長力を最大限に引き出すことを目指すとともに、財政出動する場合において、次世代のための「人への投資」、「富の継続的創造」に資するシナリオのある投資という視点から財政出動の「質の改善」を図るべきである。

改革に国民の理解を得るには、国民が改革の必要性やその目指すところを実感できることが必要であり、そのためには、これまでその必要性が認識され、幾度となく挑戦されつつも実現できなかった制度の改革について、工程を明確にし、具体性と実効性を合理的に説明しつつ、不退転の覚悟で実行しなければならない。

(3) 財政悪化の背景等

わが国財政は、バブル経済による好調な税収を背景に90年代に特例公債を一時脱却したが、バブル経済の崩壊以降、累次の経済対策を行ったものの、景気の低迷・デフレの下で税収が落ち込んだことや、高齢化に伴い社会保障給付が増大してきた一方で必要な財源を確保できなかつたことが主要な要因となって、悪化の一途を辿ってきた。

この財政悪化の背景にあるデフレについては、金融政策・財政政策における政策対応の問題、バブル崩壊やアジア通貨危機・日本の金融危機等を契機とした負の循環の発生、付加価値生産性の低迷、民間企業の海外進出による国内雇用機会の減少や長期的な賃金水準の低迷、東京一極集中等、複合的な要因が重なり、わが国経済を長期にわたり低迷させてきた。

安倍政権は、このデフレから脱却し、経済を力強く再生させるため、大胆な金融政策、機動的な財政政策、そして民間投資を喚起する成長戦略という3本の矢、いわば政策の総動員で取り組んできており、経済の好循環は着実に生まれ始めている。こうした中で、デフレ下で悪化の一途を辿ってきた財政の再建に正面から取り組んでいかなければならない。

2. 財政再建の基本的な考え方

(1) 経済再生と財政再建の両立

安倍政権は経済再生と財政再建の両立を目指している。経済再生は税収増をもたらし財政再建にも貢献しており、経済再生なくして財政再建はない。同時に、成長戦略による経済の好循環の実現や、わが国の持続的発展のためには、財政に対する市場の

信認と社会保障制度の安定が不可欠である。これらを確保するためには、財政再建は避けて通れない。このような経済再生と財政再建の好循環を実現するためにも、問題を先送りすることなく、現世代の責任として、わが国の財政状況を直視し、国民の理解を得ながら改革を進めていく必要がある。

(2) 財政健全化目標

政府・与党は、財政健全化目標として国・地方をあわせた基礎的財政収支（PB）を2020年度までに黒字化し、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを掲げてきた。フローとストックについての両指標はともに重要である。債務残高対GDP比の動向は金利と成長率によっても影響を受けるが、PBの改善は国債発行額の抑制を通じて債務残高対GDP比を着実に改善させる。換言すれば、PB赤字の現状を放置すると、その分だけ債務残高対GDP比は更に悪化し、金利リスクに対する脆弱性は更に高まる。

これまででは、預金等の形で国民が保有する豊富な国内金融資産を背景とした国債の安定消化や日銀の量的・質的金融緩和により、金利が極めて低く抑えられているが、今後、高齢化の進展に伴って貯蓄率が低下していくことに加え、デフレからの脱却とあわせて物価が上昇し、日銀が異次元金融緩和政策の出口戦略を模索する中で金利が自然と上昇すれば、利払費の増加により、財政収支の悪化や債務残高対GDP比の悪化を招くこととなる。

したがって、財政健全化に対する国際社会・市場からの信認を維持し国民との約束を果たす観点から、まずはこのPB黒字化目標を堅持して財政再建を進める必要がある。団塊の世代が2020年代初めに後期高齢者になることを踏まえれば、2020年度という目標年次を先送りする余地はない。

なお、PB黒字化は、わが国財政健全化の改革における一里塚・通過点にすぎず、長期的には財政赤字そのものの縮減を目指して、債務残高対GDP比の安定的な引下げを図る必要がある。

(3) 3つの改革

財政再建には、デフレ脱却・経済再生、歳出改革、歳入改革を進めていく必要がある。

内閣府の「中長期の経済財政に関する試算（中長期試算）」においては、名目経済成長率について保守的な想定を置いたケース（「ベースラインケース」）と、名目経済成長率が平均で3.6%になるという高成長が実現したケース（「経済再生ケース」）が示されている。この両ケースにおける2020年度のPBの差分（7兆円）については、デフレ脱却・経済再生に全力を尽くすことにより経済再生に伴う税収増を確保し、収支改善を目指す。安倍政権では、このデフレ脱却・経済再生に向け、日本再興戦略を策定し成長戦略を実行してきている。引き続きアベノミクスを強力に推し進めるため、本報告と同時に、党日本経済再生本部において経済好循環実現委員会の「経済好循環の実現に向けて」及び規制改革推進委員会の「規制改革の推進に向けた提言」を決定し、経済の好循環を確かなものにしていく。

しかし、経済再生ケースの高成長による税収増を通じた収支改善を見込んでもなお9.4兆円の改善が必要だと示されたことからすれば、経済成長だけではPB黒字化の目途が立たないことは明らかである。

また、行政改革推進本部・中長期財政見通し検討委員会（以下、「行革本部検討委員会」）による中長期試算の検証では、足元の金利が成長率を下回る状況は続かず、金利上昇のリスクが顕在化し、機械的に延伸すると、経済再生ケースでも債務残高対GDP比が2023年度以降悪化することが示された。加えて、デフレ脱却のための日銀の異次元金融緩和政策は、政府・日銀の共同声明にあるとおり、財政再建がその前提となっている。

こうした点を踏まえ、歳入面の取組として、まずは経済成長を着実なものとし、2017年4月の消費税率引上げに向けた環境を整えていく。それを前提として、歳出改革を中心とした議論が重要と考える。

その際、行革本部検討委員会による検証では、中長期試算上PB対象経費は、高い経済成長や物価上昇率に基づいて機械的に延伸されているため、これまでの歳出実績の推移を踏まえると、かなり高く伸びていることが示されており、歳出改革により、この純増額を抑制するわざ高い伸び率を修正しても、歳出自体は増加する（歳出額の減少とはならない）ことに留意する必要がある。

II. 岁出改革の具体策

1. 社会保障

(1) 社会保障制度改革の目的は、世界に冠たる国民皆保険・皆年金を維持し、そして、次世代にも引き渡すことであり、現状を放置していくは制度の維持は不可能であることを直視しなければならない。次世代に負担を先送りしている現状を転換し、自助を基本として、真に支援を必要とする人に公正で効率的な社会保障サービスを提供しながら、現世代の更なる負担増を抑制していかなければならない。改革は、団塊の世代が後期高齢者になり始める2020年代初めまでに集中的に行い、消費税率引上げとあわせ行う社会保障の機能強化を行いながら、同時に、受益と負担のバランスがとれた持続可能な社会保障制度を目指していく。

このため、増大していく公的社会保障の給付について、効率化・重点化のための改革を行い、経済再生の取組による社会保障財源の增收とあわせ、少なくとも、社会保障における次世代への負担の先送りを拡大させないようにしなければならない。社会保障の高齢化分を上回る増加を当面の効率化対象とし、必要な高度化を取り込みつつ、以下に掲げる効率化・予防等や制度改革に取り組む。これにより、経済再生やこれまでの改革の効果とあわせて、2020年度に向けて、社会保障関係費の伸びを、人口構造の変化に伴い必要となる費用の増加と消費税率引上げとあわせ行う機能強化に相当する水準におさめることを目指すべきである。

この点、安倍政権下の3年間の社会保障関係費の増加は、経済雇用情勢の改善や制度改革等に取り組んだ効果もあり、消費税率引上げとあわせ行う機能強化分を除き、年平均0.5兆円程度に抑制され、概ね人口構造の変化に伴い必要となる費用の増加（高齢化分の増加）に相当する伸びに留まっており、安倍政権のこれまでの経済再生と歳出改革の努力を、今後も継続・強化させていく。

その際、①自助を基本に共助・公助を適切に組み合わせた持続可能な国民皆保険、

②経済成長と両立する社会保障制度、③人口減少社会に合った公平で効率的な医療等の提供、④健康で生きがいのある社会、⑤公平な負担で支えあう制度、という基本理念（改革5原則）に基づいて改革に取り組む。

(2) 現世代の更なる負担増を抑制する観点を踏まえ、国民皆保険を維持し、次世代に引き渡すための改革の基本理念（改革5原則）に沿って、集中改革期間において、以下の課題を検討し、必要な改革に全力で取り組むべきと考える。改革の具体的な内容・規模・時期等については、実際の社会保障費の動向等も踏まえながら今後実施の必要性も含め検討し、その結果に基づいて、2020年度までに実施していく。

① 自助を基本に共助・公助を適切に組み合わせた持続可能な国民皆保険

大きなリスク、真に必要な人を共助・公助で支え、このために小さなリスクは自助で対応する、との原則に則った持続可能な皆保険制度を構築する。こうした観点から、公的保険給付範囲の見直しに取り組み、給付を重点化する。

[検討課題]

- ・ ジェネリック医薬品の早期の国際水準並みの普及と保険における原則化・ジェネリック医薬品価格の適正化、かかりつけ医の普及の観点からの診療報酬上の対応や外来時の定額負担、市販類似薬の適正給付と保険適用の見直し
- ・ 介護保険の軽度者に対する生活援助や通所介護等について、保険給付の見直しや自治体が予算の範囲内で行う仕組（地域支援事業）への移行
- ・ 現世代の保険料等の負担増抑制の観点を踏まえた保険収載・保険給付範囲のあり方 など

② 経済成長と両立する社会保障制度

社会保障改革と経済成長を両立させる。自助の拡大による民間市場の発展、社会保障の給付費増に伴う国民負担増の抑制による消費や投資の活性化を通じて経済成長につなげる。

[検討課題]

- ・ 社会保障分野における民間投資・産業の発展を促す措置
- ・ 薬価や調剤報酬を含めた診療報酬・介護報酬の適正化 など

③ 人口減少社会に合った公平で効率的な医療等の提供

人口減少・高齢化の中で、ICTを活用した給付の「見える化」を行いつつ、自治体を含む保険者の機能を高め、国民が納得できる公平・公正で効率的な医療等を透明性のある形で提供する。

[検討課題]

- ・ データに基づく病床及び高額医療機器の提供体制の改革（長期入院医療費と外来医療費の地域差を解消する実効性ある仕組み作り、自治体の体制・権限の整備、地域包括ケアの推進）、改革推進のインセンティブ等（改革の進捗に応じた重点的な支援や単価調整など）
- ・ 費用対効果などエビデンスに基づく診療報酬の設定や保険収載の事前評価・事後検証を含めたあり方、真に有効な新薬の適正な評価、看護を含む医療関係職種の質評価・質向上や役割の見直し、医療・介護従事者の待遇の適正化

- ・ 保険者機能の強化（医療費の地域差が住民の保険料に反映される仕組みの構築、レセプト情報の積極的活用、健康保険の審査支払機関の事務費の削減・効率化・サービスの産業化等）
- ・ 要介護認定の精度向上（要介護認定率の地域格差の是正を促す仕組みの構築）
- ・ ICT やマイナンバーを利用した重複受診・検査等の抑制（分析しやすいレセプト書式の変更を含む） など

④ 健康で生きがいのある社会

国民が自己の責任で健康作りに取り組むことを基本としつつ個人・医療関係者等・保険者のインセンティブを付与して予防・健康への取組を強化し、個々人が健康で生きがいを持って生活する社会を実現する。

〔検討課題〕

- ・ 個人のインセンティブ（健康づくりの取組・成果に応じたヘルスポイント付与と保険料の傾斜設定の普及）
- ・ 医療・介護関係者等のインセンティブ（生活習慣病などに対応するかかりつけ医機能推進・診療所の包括払いの普及等）
- ・ 保険者機能の強化とその支援（吳市、和光市、稻城市等の保険者努力の横展開を含む健康長寿社会に向けたベストプラクティスの展開）
- ・ 生活習慣病対策の徹底等、予防医療・介護予防の推進
- ・ 人生の最終段階における医療のあり方の検討 など

⑤ 公平な負担で支え合う制度

社会保障の負担は、国民が広く分かち合い、年齢や働き方によらず負担能力に応じたものとする。

〔検討課題〕

- ・ 高額療養費制度の見直しや後期高齢者の窓口負担のあり方の見直し
- ・ マイナンバーの活用も含め金融資産を考慮して負担を求める制度の構築
- ・ 介護の自己負担上限を含む利用者負担のあり方の見直し
- ・ 現役被用者の報酬水準に応じた公平な保険料負担
- ・ 公的年金等控除の水準の是正、高所得の高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付を縮減・停止 など

上記の医療・介護・年金についての課題のほか、その他の社会保障分野についても、重点化・効率化に向けて以下の課題に取り組む。

〔検討課題〕

- ・ 生活保護の適用ルールの厳格化
- ・ 生活扶助保護を受けている若年層の就労を通じた扶助脱却の促進
- ・ 医療扶助の更なる適正化のほか、生活扶助基準のあるべき水準の再整理
- ・ 労災保険の不正受給の防止 など

2. 社会保障以外の歳出

(1) 国の一般会計の社会保障以外の歳出については、安倍政権下の 3 年間の予算では、

地方創生、外交力・防衛力の充実など、政権の重要課題に対応した予算配分を実現しつつも、社会保障以外の歳出はほぼ横ばいに留まっており、安倍政権のこれまでの経済再生と歳出改革の努力を、今後も継続・強化させていく。

こうした観点から、社会保障以外の歳出について、人口減少の影響等を考慮しつつ、増加ありきではなく、民間活力の最大限の導入、官民格差の是正、中長期的歳出枠組みなどを徹底して、最大限抑制する必要がある。

また、成長戦略は、まずは規制改革・ICT 等で潜在成長力を最大限に引き出すことを目指すとともに、財政出動する場合において、次世代のための「人への投資」、「富の継続的創造」に資するシナリオのある投資という観点から財政出動の「質の改善」を図り、現下の課題に対応するための長期的な成長を見据えたワイススペンドィングを行う。これにより、メリハリをつける中で、必要な課題に対応することが重要である。

(2) 具体的には、各歳出分野について、以下に留意して取り組む。

- ・ 社会資本整備について、その整備水準の向上や今後の急速な人口減少を踏まえ、長期的な政策目標を示すことで民間投資を促しつつ、わが国の競争力強化や国土強靭化、防災・減災等に資するストック効果の高い事業へ一層の重点化を図る。また、社会資本の老朽化対策には計画的・効率的に取り組むとともに、民間活力・民間資金や新たな技術の導入等による一層の効率化を進めることが必要である。
- ・ ODA 予算について、重要な外交手段の一つとして一層の戦略的な活用に取り組みつつ、わが国の人一人当たり GDP が諸外国と比べて相対的に小さくなっていること、負担の担い手であるわが国の人人口が減少していること、諸外国に比して財政状況が厳しいことを勘案することが必要である。
- ・ 教育予算について、少子化が進む中で、質の向上を目指しつつも人口減少を踏まえることが必要である。子供の数が減少し、教育の質の維持が困難な地域もある中で、地域コミュニティの核としての学校の機能を重視しつつ、スクールバスの導入等の必要な配慮をしながら学校の統廃合を進めるなど、効率化・重点化を進めるべきである。また、子供一人当たりの予算が拡充してきていることについても、国際比較の観点も踏まえながら検証が必要である。
- ・ 公務員人件費について、今後、経済の好循環に伴い民間賃金の上昇が見込まれる中にあっても、給与制度の総合的見直しや定員の合理化等の取組を進めることにより、総額の増加を抑制していく必要がある。
- ・ 国・地方の契約・公共調達等について、今国会において成立した防衛装備品の調達に関する長期契約法を含め、市場化テスト、PFI など長期契約を可能とする枠組みも活用し、長期的視点によるコスト削減を可能とする取組も必要である。
- ・ 政府の総務事務について、行政の効率化を図る観点から、政府においては、ICT・マイナンバーの効率的利用の更なる推進・総務事務の効率化を図るべきである。総務事務については、自治体の総務事務センターの取組に倣って、少なくとも現在各局等で管理している総務事務等を集約化すべきである。
- ・ 特会・独法等について、独自財源収入の増加や事業費抑制等のため個別に精査して財政健全化を図ることが重要であり、収入増や効率化に取り組むべきである。また、経済情勢の好転を反映して多額の積立金・剰余金の生じている特会等について、当面の一般会計繰入のあり方などについて検討すべきである。

3. 地方財政

- (1) 地方財政の改革については、地方の切り捨てであってはならないのは当然であり、地方創生を推進するとともに東京一極集中や自治体間の財政力格差を是正する観点から、地方税財源の偏在是正などを行いつつ、真に必要な行政サービスに重点化していくといった視点が重要である。また、これまで地方においても自ら様々な改革努力をしてきたが、地方歳出の多くが法令により義務付けられている経費や国の補助事業であることから、上記1. 2. に掲げる国の歳出改革を確実に実行していくことが地方の歳出改革にとっても不可欠である点も忘れてはならない。こうした中において、次世代に持続可能な地方財政制度を引き渡していくためには、国の取組と歩調をあわせて人口減少等を踏まえた歳出改革を行う必要があり、歳出抑制の具体的規律が不可欠である。なお、地方では、地域の実情に応じて様々な性格の地方単独事業が行われているほか、分野横断的な事業が一体的に行われている事例もある。国（一般会計）と同様に社会保障とそれ以外に単純に切り分けることが困難な面もあり、歳出規律としては、社会保障とそれ以外に分けず、地方財政を一括りにしたものを探討することが適切である。
- (2) こうした観点から、近年の地方財政計画における地方一般財源総額など歳出面の現実の推移なども踏まえ、国同様、安倍政権下における歳出改革努力を継続・強化させていく必要がある。具体的には、
- ・ 紹介関係費について、国の水準・基準を上回る単価や手当の計上は厳に慎む。
 - ・ 一般行政経費について、地方財政計画における計上の内訳・積算を明確化とともに、決算との乖離の把握を通じた計上の適正化を徹底する。
 - ・ リーマン・ショック時の危機対応措置として創設された歳出特別枠や地方交付税別枠加算については、経済再生の進展を踏まえて、平時モードへの切り替えを進めていくべきであり、一部が「まち・ひと・しごと創生事業費」等の新たな地方単独事業に振り替えて実質的な存続が図られている点を含め、計上の抜本的な見直しを図る。
- (3) 更に、地方財政計画の計上に留まらず、自治体レベルの実際の歳出を改革することも不可欠である。具体的には、
- ・ 地方公務員人件費について、国の給与制度の総合的見直しを踏まえた見直しや国家公務員又は民間の水準を踏まえた給与水準の適正化、技能労務（学校用務員、学校給食等）の民間委託を推進する。
 - ・ 自治体の業務効率化について、標準化・クラウド化・システム統合・マイナンバーの活用も推進すべきである。
 - ・ 地方単独事業について、過度な給付拡大競争を抑制していく必要がある。特に、社会保障関連のものであってもその増加が人口構造の変化によるものでないものがあり、医療・介護分野以外の地方独自の社会保障施策については、今後の人口減少を踏まえ、その増分を抑制すべきである。また、予防や効率的な医療介護の提供など地方の創意工夫により国の取組と軌を一にした歳出改革を進めていく。
 - ・ 臨時財政対策債の元利償還金相当額について、公債費として各自治体の基準財政

需要額に算入され、地方交付税が配分されているにもかかわらず、実際には公債費に充てられていない事例もあることから、各自治体において確実に公債費に充てることが必要である。

- ・ 地方公営企業会計・地方独法等について、普通会計からの繰出金や運営費負担金を抑制し、地方財政全体の改善につなげる必要がある。

(4) なお、地方財政においては、地方税収や地方交付税の法定率分では地方歳出を賄えず、一般財源の不足分の半分を国が地方交付税の加算で補填する状態が続いてきた。今後、国・地方の税収増等により、こうした状態の解消が見込まれており、今後の財源超過分について、確実に臨時財政対策債や交付税特別会計借入金の償還に充て地方の借金を純減させることが必要である。また、地方歳出の効率化や地域の活性化等を推進する観点から、配分基準の見直しなど地方交付税自体のあり方の見直しも検討すべきである。

III. おわりに

(1) 政権交代以降、安倍政権において、四半世紀ぶりの経済パフォーマンスを実現しつつ、新規国債発行額が税収を上回る異常事態を脱却し、2015年度の財政健全化目標の達成に目途を立てた。今後、2020年度のPB黒字化目標の達成に向け、上記の具体策を着実に実行することによって、安倍政権のこれまでの歳出改革を継続・強化していくべきである。こうした歳出改革に政府・与党が怯むことがあってはならない。2020年以降のわが国の経済社会を見据え、更なる改革の具体的なメッセージを出すのは今をおいて他にはない。

(2) 政府は、不確実な税収増の見通しの議論に終始するのではなく、安倍政権3年間の歳出改革の取組を継続・強化することを明確に示し、予算において着実な歳出の見直しの成果が得られるよう、これまでの実質的な増額ペースを拡大させない水準で、大括りの歳出目標を設定することが必要である。

ただし、毎年度、個別の歳出項目毎に歳出抑制額を割り当てるといった機械的な目標であってはならない。また、経済情勢の変化があっても柔軟性をもった対応を行える仕組みとする必要もあり、当面は集中的に歳出改革を行うとしても、2020年度に向けた中間段階で評価を行い、経済成長や税収の動向等を踏まえ、改めてその後の歳入・歳出を通じた財政面での対応を検討するという枠組みとするべきである。この場合、中間年度となる2018年度について、PB赤字対GDP比に加え、歳出額の目標設定を行い、2016年度予算から手を緩めることなく集中的に歳出改革を行うことが不可欠である。不確実な税収増の議論や歳出抑制の先送りの議論は、政府・与党としての責任放棄として国民や市場からの信頼を失う。同時に、デフレ脱却・経済再生を実現していくとともに、2017年度の消費税率引上げ後の反動減等の経済情勢への機動的対応を妨げないことも重要である。

ここに提言する取組を行うことによって、足元のアベノミクスによる経済再生に伴う税収増とあいまって、2020年度のPB黒字化目標の達成は十分可能と考える。当委

員会としては、この提言が政府の「骨太の方針」に具体的かつ明確に盛り込まれるべきものと考える。その上で、今後、中間段階の評価を含む改革の進捗状況等について、フォローアップしていく。

これまで、政治が歳出改革や国民負担をお願いすることを逡巡し改革を先送りしてきた結果、財政が悪化の一途を辿った。今回こそ、逃げることなく不退転の覚悟で実行すべきである。

歳出改革の中心となる社会保障改革は、高齢化により歳出規模が引き続き増加する中での改革である。また、社会保障給付の増加を抑制することは個人や企業の保険料等の負担の増加を抑制することにほかならず、国民負担の増加の抑制は消費や投資の活性化を通じて経済成長にも寄与する。社会保障改革を進めるにあたっては、それが、次世代に社会保障制度を引き継ぐ改革であるとともに、国民負担の増加の抑制を図るものであることについて広く国民の理解を得ていきたい。

我々自由民主党は、経済再生と財政再建の両立を国民に約束してきた。まさに二兎を追って二兎を得ていく具体的な道筋を示すことで、国民とともに改革を実現し、その責任を果たしていく。

これまでの開催実績

第1回（2月5日）「過去の財政再建の取組について」

講師：中川秀直 自由民主党元幹事長

第2回（2月13日）「世界経済の現状について」

講師：末澤豪謙 SMBC 日興証券株式会社 金融経済調査部部長 金融財政アナリスト
丸山義正 同 金融経済調査部米国担当シニア・エコノミスト

第3回（2月19日）「日本経済の長期的展望等について」

講師：増田寛也 日本創成会議座長 東京大学公共政策大学院客員教授
鈴木 準 株式会社大和総研主席研究員

第4回（2月25日）「財政と経済について」

講師：藤井 聰 京都大学教授
大田弘子 政策研究大学院大学教授

第5回（3月5日）「財政と経済について」

講師：佐々木毅 東京大学名誉教授
翁 百合 日本総研副理事長

第6回（3月12日）「社会保障・財政について」

講師：久野譜也 筑波大学教授

第7回（3月18日）「社会保障と税の一体改革の考え方について」

講師：伊吹文明 元衆議院議長

第8回（3月19日）「金融市场について」

説明：財務省
日本銀行
講師：中空麻奈 BNP パリバ証券投資調査本部長

第9回（3月26日）「経済団体との意見交換」

日本経済団体連合会 石原邦夫 副会長・財政制度委員長
阿部泰久 常務理事
経済同友会 岡本圧衛 副代表幹事 財政・税制改革委員長
藤巻正志 執行役
日本商工会議所 小林栄三 特別顧問・総合政策委員長
久貝 卓 常務理事

第10回（4月2日）「社会保障改革について」

説明：内閣官房

講師：清家 篤 慶應義塾長

第 11 回（4月 7 日）「社会保障改革・地方財政について」

講師：総合研究開発機構（NIRA） 鶴光太郎 慶應義塾大学教授

小塩隆士 一橋大学教授

佐藤主光 一橋大学教授

第 12 回（4月 16 日）「アドバイザーによる論点整理について」

説明：大屋雄裕 名古屋大学教授

金丸恭文 フューチャーアーキテクト会長兼社長

土居丈朗 慶應義塾大学教授

林いづみ 桜坂法律事務所弁護士

第 13 回（4月 23 日）「中間整理案について」

平場第 1 回（5月 13 日）「中間整理を踏まえた自由討議」

第 14 回（5月 14 日）「財政再建に関する意見交換①」

日本医師会	横倉義武	会長
	酒井 仁	総合医療政策課課長
	鈴木春夫	日本医師連盟事務局長
日本歯科医師会	大久保満男	会長
	堀 憲郎	常務理事
日本薬剤師会	山本信夫	会長
	森 昌平	副会長
	生出泉太郎	日本薬剤師連盟副会長
全国知事会	平井伸治	地方税財政常任委員会副委員長
	橋本光男	事務総長
全国市長会	神谷 学	財政委員会委員長
	荒木慶司	事務総長
全国町村会	白石勝也	副会長
	石田直裕	事務総長

第 15 回（5月 19 日）「財政再建に関する意見交換②」

日本労働組合総連合会 神津里季生 事務局長

日本経済団体連合会 斎藤勝利 副会長・社会保障委員長
阿部泰久 常務理事

経済同友会 佐藤義雄 財政・税制改革委員長
藤巻正志 執行役

日本商工会議所 中村利雄 専務理事
朽原克彦 理事・企画調査部長
荒井恒一 理事・産業政策第一部長

第 16 回 (5 月 25 日) 「バブル期以降の経済財政運営について」

説明：金丸恭文 フューチャーアーキテクト会長兼社長

土居丈郎 慶應義塾大学教授

日本銀行

第 17 回 (5 月 26 日) 「歳出各論①」

説明：内閣府

第 18 回 (5 月 28 日) 「歳出各論②」

講師：濱田俊文 広島県呉市 福祉保健部長

鈴木秀治 東京都稻城市 福祉部部長

秋和弘子 東京都稻城市 福祉部高齢福祉課長

東内京一 埼玉県和光市 保険福祉部長

説明：内閣府

第 19 回 (6 月 2 日) 「歳出各論③」

説明：内閣府

第 20 回 (6 月 4 日) 「歳出各論④」

第 21 回 (6 月 9 日) 「歳出各論⑤」

経済財政諮問会議民間議員との意見交換：高橋 進 日本総合研究所理事長

平場第 2 回 (6 月 10 日) 「各論の論点整理を踏まえた自由討議」

第 22 回 (6 月 11 日) 「最終報告とりまとめに向けて」

説明：内閣府

平場第 3 回 (6 月 12 日) 「最終とりまとめ」